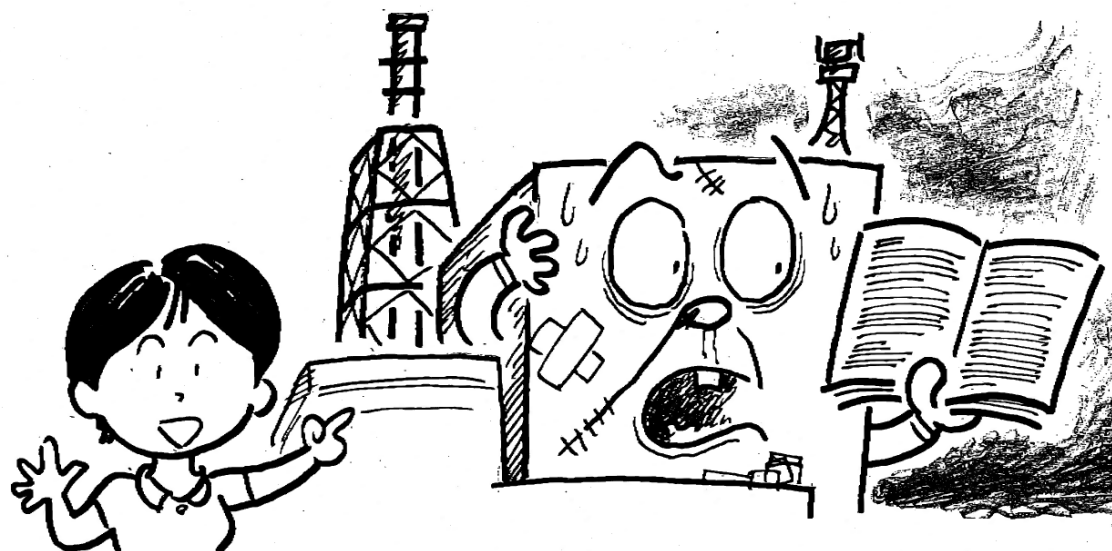


老朽原発の運転期間延長にノーを！

パブリック・コメントを出そう！

福島老朽原発を考える会（フクロウの会）
原子力規制を監視する市民の会[2023.1.10版]



締切り 1月20日（金）まで

高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要(案)に対する科学的・技術的意見の募集の実施について

対象文書 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要
関連資料 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討

意見提出期間 2023年1月20日（金）まで

問合せ 原子力規制庁原子力規制部原子力規制企画課 03-5114-2109（代表）



<意見応募のポイント>*****

- 募集要項に「運転期間に関する定めが原子炉等規制法から他法令に移される場合でも高経年化した発電用原子炉に関する安全規制を適切に実施できるようにするため、法的な枠組みを原子炉等規制法に定める予定となっております。」とあるように、この意見募集は、①運転期間に関する定めを原子炉等規制法から他法令（電気事業法）に移したうえで、②高経年化した原子炉に関する安全規制を見直すこととしており、この2点について原子炉等規制法を改定することが前提になっています。

- ・ 意見募集の対象となっている文書では、①については前文に簡単な事情説明があるだけで、箇条書きとなっている本文は専ら②についての記載となっています。しかし、①も非常に重要ですので、意見は①についても提出するのがよいと思います。
- ・ その場合、運転期間の定め（原則 40 年最大 60 年とする「40 年ルール」）は、対象文書が言うような「利用政策の判断」などではなく、原発の耐用年数が 40 年であるなど、安全上の理由で「安全規制」の一環として原子炉等規制法に盛り込まれたものであり、これを規制側の原子炉等規制法から利用側の電気事業法に移す根拠はないこと、安全をないがしろにするものであると同時に、「利用と規制の分離」という福島第一原発事故の教訓を踏みにじるものであること、などがポイントになると思います。
- ・ ②の高経年化した原子炉に関する安全規制については、40 年目までに 20 年の延長を前提に 1 回だけ行う運転期間延長認可制度と 30 年目から 10 年ごとに行う高経年化技術評価の 2 つの制度について、安全規制としての運転期間制限をなくした上で一本化することとしています。審査のタイミングなどは従来と変わらず、事業者側に提出を求める文書が追加されるだけです。追加されるのは劣化の点検の方法と結果及び技術評価の方法などです。技術評価についてこれまでは結果だけをみてすべての審査を通してきたこととなります。
- ・ 新たな安全規制案は、事業者に対して厳しくするというよりは、規制側のこれまでの審査の欠陥をこっそりと補うものとなっています。対象文書には、新たな制度への円滑な移行を図るための措置についての記載がありますが、規制委は新しい安全規制を検討する前に、これまでの審査の欠陥を認めた上で、最新の知見を踏まえた判断基準の再検討と従前の審査についての総点検を行わなければなりません。それまでは 40 年を超えるすべての老朽原発を停止すべきです。
- ・ 規制委は、今後老朽化が進むほど、安全性の立証がますます困難になることを認めています。また、規制委は、立証責任は事業者側にあると繰り返していますが、問題は規制委側にあります。判断基準も不明確な状況で、40 年目についても審査しきれていないというのが実情です。老朽化が進むほど審査による安全確認がますます困難になることは明らかであり、その意味でも、安全規制としての運転期間制限を撤廃すべきではありません。

<意見と理由の例> * * * * *



全般的な意見

原発の運転は放射能放出事故の危険を伴う。老朽化した原発の運転はより危険なので一刻も早く止めて欲しい。

40 年ルールを厳格に守り、40 年を超える原発の運転を原則禁止すべきである。

意見1 運転期間の定め（40年ルール）を原子炉等規制法から電気事業法に移すべきではない。原子炉等規制法に残した上で、原子力規制委員会はこれを厳格に守るべきである。



理由1（1） 運転期間の定め（40年ルール）は「利用政策の判断」などではなく、原発の耐用年数が40年であるなどの理由で、「安全規制」の一環として、全会一致で原子炉等規制法に盛り込まれたというのが事実である。これを規制側の原子炉等規制法から撤廃し、利用側の電気事業法に移す根拠はなく、安全をないがしろにするものである。

★運転期間の定め（40年ルール）が「安全規制」である根拠★

- ・ 原子炉等規制法改正にむけた国会での議論で、細野豪志環境大臣（当時）は、運転期間を40年とした理由について、「（原子炉が中性子で）40年でもろくなるという結果ははっきり出てきている」と述べたほか、機器の多くが想定使用期間を40年として設計されていることなどをあげている。
- ・ 平成二十四年二月七日付政府答弁書（高市早苗議員質問提出）に、「原子炉設置許可の審査において、重要な設備、機器等について中性子照射脆化等の設計上の評価を運転開始後四十年間使用されることを想定して行っていることが多いことを考慮し、原則として四十年としたものである」「安全上のリスクを低減するため発電用原子炉の運転期間を制限することとした」「現行制度においては、法律上発電用原子炉の運転期間を制限していない点が十分でないと考えており、今回の改正案を検討した」との記載がある。
- ・ 令和四年十二月二十日付政府答弁書（辻本清美議員質問提出）に、「（原子炉等規制法に規定する）『発電用原子炉を運転することができる期間』については、平成二十四年当時の国会審議において、技術的見地を含め、幅広い観点から議論が行われた上で、立法されたものと認識している」との記載がある。
- ・ 2012年6月の原子力委員会において、内閣府原子力規制組織準備室の担当官が、「運転期間制限」について「安全規制の変更」の項に位置付けて説明していた。
- ・ 資源エネルギー庁が2022年9月22日の原子力小委員会の会合に提出した資料に「原子炉等規制法の改正時の国会審議においては、政府及び法案提出者から、以下のような認識が示されている」としたうえで「運転期間に係る規定を含めた安全規制のあり方については、原子力規制委員会の発足後、専門的な観点から検討されるべき」との記載がある。

理由1（2） 運転期間の定め（40年ルール）を規制側の原子炉等規制法から利用側の電気事業法に移すことは、「利用と規制の分離」という福島第一原発事故の教訓を踏みにじるものである。また、今回の動きについて2022年7月から原子力規制庁と経済産業省などとの間で秘密裏に協議が進んでいたことが問題になっているが、

これは、「分離」どころか「癒着」が進んでいることを示している。全会一致で立法の総意として、安全規制の一環として原子炉等規制法に盛り込まれた運転期間の定め（40年ルール）は、原子力規制委員会こそが厳格に順守しなければならない。

意見2 長期停止期間を運転期間から除外すべきではない

理由2 長期停止期間を運転期間から除外する件については、令和2年7月29日の原子力規制委員会の見解に、「長期停止期間中もそうでない期間と同様に劣化が進展する」劣化事象があり、「劣化が進展していないとして除外できる特定の期間を定量的に決めることはできない。」とあるように、規制委側が事業者側の要求を拒否した経緯がある。現在、原子力規制委員会は、利用政策側の判断について意見を述べる立場にはないとしているが、運転期間の定め（40年ルール）は利用政策の判断ではなく安全規制として定められたものである。60年を超える運転を可能とすることは、原発を危険にさらすものであり、これを許してはならない。

意見3 原子力規制委員会は、新しい安全規制を検討する前に、判断基準が不十分な状況で技術評価の結果だけしかみないこれまでの審査の欠陥をみとめ、老朽原発の運転を一旦止めた上で、従前の審査の総点検を実施すべきである。

理由3 (1) 対象文書や関連資料によると、新たな安全規制では、運転期間延長認可制度と高経年化技術評価の2つの制度を一本化した上で、従来に加えて、事業者側に劣化の点検の方法と結果及び技術評価の方法などを追加して提出を求めるとしている。これまで規制委側は技術評価については評価結果だけをみて審査を通してきたことになる。新たな安全規制案では、劣化予測のための評価方法も審査の対象とするというが、中性子照射脆化の問題では、既に審査が終わった原子炉について、予測のための評価方法の信頼性や違法性が名古屋地裁で争われている。対象文書には、新たな制度への円滑な移行を図るための措置についての記載もあるが、規制委は新しい安全規制の検討の前に、これまでの審査の欠陥を認めた上で、最新の知見を踏まえた判断基準の再検討と従前の審査についての総点検を行わなければならない。少なくともそれまでは40年を超える原子炉の運転を停止すべきである。

理由3 (2) 審査の判断基準について、新しい安全規制案は、「最新の科学的・技術的な知見は、適時に技術基準規則などの規制基準に反映されている」(関連資料P45)ことを前提に「劣化を考慮しても技術基準に適合すること」(対象文書)を要求している。しかし、中性子照射脆化の問題では、技術基準として用いられている民間規格について、従来の規格が使えないことが明らかになり、規格の改訂が要求されながらそれが進まない中で、従来の規格が使われ続けている状況にある。電気ケーブルの劣化についても数値的な判断基準はない。「最新の科学的・技術的な知見は、適時に技術基準規則などの規制基準に反映されている」という前提は崩れている。